足立区議会議長 ただ太郎 様

足立区議会議員 16番 横 田 ゆ う 印

一 般 質 問 通 告 書

今定例会に下記要旨の一般質問を行いたいので、会議規則第59条第2項の規定により 質問通告書を提出します。

記

	記
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
1 福祉行政	I 障がい者・高齢者の福祉施策について
	1 手話言語条例について
	(1)東京2025デフリンピックが開催され、足立区の武道館も柔
	道と空手の会場となり区民の機運も高まった。これを機に、足立区内
	でもデフスポーツの魅力や、聴覚障がい者への理解が深まり、共生社
	会への機運が向上、手話についての注目が集まった。
	2011年には、改正障害者基本法に、「手話は言語」と明記され
	た。2013年には、鳥取県で全国で初めて手話言語条例が制定され、
	これまで福祉の中で語られてきた手話が言語として認められ、全国に
	広がっている。このような認識に立ち、条例で手話を言語として位置
	づけることで、今まで以上に手話を普及し、環境を整え、手話通訳者
	の養成や確保など共生社会を推進することが求められる。足立区では
	今から6年前に「足立区手話言語と障がい者の意思疎通に関する条
	例」を議員提案で制定した。国は障がいがある意思疎通に制限を受け
	る方の「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進
	法」とは別に、11月の東京デフリンピックを目前に「手話施策推進
	法」を制定した。東京都も「東京都手話言語条例」を制定している。
	時代の発展の中で、手話言語条例を独立させることは、国、東京都を
	見るならば妥当だとは思わないか。「障がい者意思疎通に関する条例」
	を維持し、手話言語に関する条例を独立するべきではないか。
	(2)手話は、ろう者が生み出した手話の言語構造を備えた自然言語
	から日常の基盤、または知的能力の基盤であり、言語の差別がなく他
	者と通じ合えるものだ。
	6月25日に公布された「手話施策推進法」の目的は、手話が重要
	な意思疎通の手段であることを踏まえ、手話の習得・使用、手話文化
	の保存・継承・発展、国民の理解促進のための施策を国や自治体が総
	合的に推進することを定めた法律だ。手話を言語と位置づけ、「区民

11月25日 午前・午後 11時15分受付 質問時間13分

16番横田ゆう

行 政 区 分

質問の要旨

の役割」「計画の策定及び推進」「手話を学ぶ機会の確保」「手話を用いた情報発信」「学校における手話の普及」「ろう児の支援」「事業者への支援」「協議会の設置」を明確にするべきではないか。

(3) 具体的な取り組みについて

①埼玉県富士見市や三芳町では、手話体験や講座、子ども初めて手話体験講座、イベントなどに取り組んでいる。手話の普及啓発、手話を学ぶ機会の確保、手話通訳の養成のさらなる拡充に取り組むべきと思うがどうか。

②長野市では、「手話でつなぐ気持ちと言葉」のリーフレットを作成 し、あいさつ、災害編、病院編、職場編のリーフレットを作り普及し ている。また、学校でもポスターを作成し、各学校に配布し普及啓発 を行っている。区として取り組むべきではないか。

③多くの自治体では、災害時、聞こえない事で取り残され、不安になる事を予防するため、避難所で聴覚障がいとわかるバンダナを活用している。区として取り組むべきではないか。

2 足立区地域包括支援センターについて

(1)業務委託費の引き上げについて

地域包括支援センターは、高齢者が住み慣れた地域でいつまでも元気で暮らすために高齢者・家族の相談に応じた支援を行い、必要に応じて訪問もする公的機関だ。区内25か所の地域包括支援センターはすべて区の委託事業となっている。運営体制は、社会福祉士1名以上、保健師等1名以上、主任介護支援専門員1名以上、事務員となっている。業務内容は、相談支援、権利擁護事業、包括的・継続的マネジメント支援、在宅医療・介護連携推進事業、認知症施策関連事業など多岐にわたる。そのため、法人内でも経験を積んだ給与が高い職員が配置されることになる。

①区内のある包括支援センターの職員は「習熟度が高い職員を雇わなければならないため区の委託費で全額賄うことは不可能だ。毎年赤字を出している」と話す。区は、地域包括支援センターを単独事業として十分運営できるよう委託費を引き上げるべきではないか。

②区内の複数の包括支援センターでは、職員を募集しても応募がなく 欠員状況が続いている。区は職員の確保ができずに苦しんでいる地域 包括支援センターに寄り添い、区の責任で職員配置ができるように支 援をするべきではないか。

③事業者の代表は、「少なくても、この間の物価の高騰分だけでも上げてほしい」と話されている。補正予算を組み、支援するべきではな

1	6	釆	盘	Ш	ϕ	ろ
Τ	O	畄	7100	Ш	VY)	٠,

行政区分 質問の要旨

いか。

(2) 現場の意見の反映について

業務委託評価について複数のセンターから様々な意見が上がっている。ある包括支援センター職員からは「包括の職員は一生懸命働いている。評価表は、点数でしか見ない。運営体制、実態把握の回数、地域ケア会議の回数、孤立ゼロ会議の回数で評価され、質の面での評価はない。業務の内容は公的機関に求められている大切な仕事だ。」と話される。区は実態を把握するために現場の意見を聞いたうえで、アンケートを行い、改善をするべきではないか。

3 高齢者配食サービス支援について

区は昨年10月から高齢者配食サービス支援事業を開始し、来年度 から日中独居も対象になると聞く。この事業は、栄養バランスに配慮 した弁当を届けながら声掛けや安否確認などの見守りを行う事業だ。

- (1) 葛飾区では27年前からこの事業を開始し、置き配をして家の中で高齢者が亡くなっていた事故を受け、原則置き配はしないと改善を行った。足立区でも、安否確認・声掛けを基本とし、要介護高齢者はケアプランに位置づけ、元気高齢者も、事前に配達時間の調整等も含め、原則置き配はしない対策を取るべきではないか。
- (2) 葛飾区では、衛生管理マニュアルを作成し、配達時間、翌月の 食事メニューを通知する事や、栄養士の指導、助言を受けるなど決め ている。足立区でも行うべきではないか。
- (3) 葛飾区の事業は、足立区が事業者と協定書を交わして行っているのとは違い、区の委託事業として、サービスの実施について協定で定めるもののほか、要綱及び区の指示に従わなければならないものとなっている。しかし、足立区は事業者と個人が契約するため、事業者任せになっている。葛飾区のように区が責任を持って事業をやれるような仕組みにするべきではないか。

4 高齢者サロンについて

区内には複数の高齢者サロンが活動している。高齢者サロンは、高齢者の社会的孤立を防ぎ、健康維持と認知症を予防し、いつまでも住み慣れた地域で暮らし続けることを目標に実施している。あるサロンには、毎週20人を超える利用者が通い、「家にいる時には引きこもり状態だったが、サロンに参加することにより外に出る機会が多くなった」「口腔体操をしてから、飲食時にむせなくなってうれしい」など感想が寄せられている。サロンでは必要に応じて専門職(看護師、

16番横田ゆう

行 政 区 分

質問の要旨

介護福祉士、ケアマネ、セラピスト)の方が参加し、専門的な立場から指導を受け、スキルの高いケアを提供するよう努力している。必要なボランティアスタッフの確保や、運営にかかる必要な経費、休憩時に提供する飲食費は、元気応援事業助成金(3年で終了)以外は、個人からの寄付で運営している。このような高齢者自らが自発的に主体となって活動する団体を支援することが必要だ。

- (1) 高齢者保健福祉計画・第10期介護保険事業計画の中に、住民主体による高齢者の通いの場に対する支援策を位置づけるべきではないか。
- (2) 高齢者サロンを運営するためには、自治体からの支援が必要だ。 高齢者のフレイル予防・認知症予防を積極的に進めるため、区独自の 財政支援として、高齢者サロンへの助成制度を作るべきではないか。

Ⅱ 葬儀場建設の規制について

2 都市建設行政

区内に「小さな森の家」葬儀場が、現在2か所、3か所目が建設中、4か所目も建設予定となっている。

「小さな森の家足立入谷」は、足立入谷小学校と入谷中学校の通学路に建設中である。入谷三丁目葬儀場反対の住民の会が結成され、住民説明会は、7回に及び、質問、意見が次々とだされ紛糾している。「子ども達の精神面が心配だ。このような所に建てるべきでない」「ご遺体の安置、お通夜はやらないこと。やるなら夜間、職員又は警備員をつけること」「看板は最小限にすること」「外で喫煙しないように喫煙所は施設内に設置すること」「植木は高木とすること」工事については、通学路に警備員をつける事や、トイレの悪臭の改善、防音シートをつけることなど要望したが、少しばかりの改善で終わっている。4か所目の「小さな森の家 足立六月」は、第一回目の住民説明会は、綾瀬プルミエで開催され苦情が殺到、2回目は六月住区センターで行い、参加者が入りきれず廊下までいっぱいになり、「すでに地域に慣れ親しんだ葬儀場がある。2つ目はいらない」という声が相次ぎ紛糾し、いまだに工事は着手されていない。

- (1)区は、事業者が地域住民との話し合いに誠意をもってあたらず、紛糾した場合には、事業者に対して強く指導を行うべきではないか。
- (2) 事前協議書の提出・協議・承認においては、葬儀場設置場所の 地域特性が適切であるか、十分検討するべきではなかったか。
- (3)足立入谷葬儀場建設では、足立区葬祭施設等設置整備基準の事業者の責務が守られず、住民説明会で紛争が起こっても建設が強行される事態となった。二度とこのような事態が起きないようにするべき

	16番横田ゆう
行 政 区 分	質 問 の 要 旨
行政区分	